

平成24年5月教育委員会会議の要旨

議 案

議案第1号『山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）』

【概要】

下関市立吉母小学校長 ^{おおにし のりお} 大西 規夫 に対して、教育長が臨時に代理して永年精勤として表彰したことを報告し、承認された。

議案第2号『山口県心身障害児就学指導委員会委員の任命について』

【概要】

山口県心身障害児就学指導委員会規則（昭和53年山口県教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により、山口県心身障害児就学指導委員会委員を以下のとおり任命するよう、審議し、承認された。

平成24年度山口県心身障害児就学指導委員会委員

	氏 名	所属・役職名等	区分	備 考
1	やす みつ のり こ 安 光 知 子	山口県国公立幼稚園連盟会長 (山口市立秋穂幼稚園長)	関係教育機関	再任
2	おく ぞの よし こ 奥 園 美 子	おくぞの耳鼻科クリニック院長	医師(耳鼻科)	再任
3	か とだ けい こ 加登田 恵 子	山口県立大学社会福祉学部教授	学識経験者	再任
4	かね はら よう じ 金 原 洋 治	かねはら小児科院長	医師(小児科)	再任
5	た はら たか ひろ 田 原 卓 浩	たはらクリニック院長	医師(内科・小児科)	再任
6	にし かわ ひろ こ 西 川 浩 子	山口県LD親の会「ほっぺ」顧問 (医 師)	学識経験者	再任
7	はら だ き みよ 原 田 貴美代	(財)山口県私立幼稚園協会 副理事長	関係教育機関	再任
8	ひら お かなめ 平 尾 要	多機能型事業所 ひらきの家 管理者	学識経験者	再任

9	ふく だ しゅう ぞう 福 田 修 三	(財)山口県肢体不自由児協会理事	学識経験者	再任
10	ふじ た く み 藤 田 久 美	山口県立大学社会福祉学部准教授	学識経験者	再任
11	まつ おか かつ ひこ 松 岡 勝 彦	山口大学教育学部准教授	学識経験者	再任
12	おお の ひろ たか 大 野 博 孝	山口県特別支援教育研究連盟の代表 ～6/1 (山口大学教育学部附属特別支援 学校副校長)	関係教育機関	新規
	み わ けんいちろう 三 輪 研 一 郎	前山口県特別支援教育研究連盟の代表 ～5/31 (前山口県立山口南総合支援学校長)		前任
13	よし むら けい こ 吉 村 佳 子	小郡第一総合病院 眼科医	医師(眼科)	再任
14	わたり ひろ こ 渡 広 子	クボクリニック (医 師)	医師(精神科)	再任
任期：平成24年6月1日～平成26年5月31日				

【 質 疑 】

質問) 同委員会は定期的に開催されているのか。

回答) 第1回目は11月に開催を予定している。第2回目の開催については、各市町から心身の障害のある子どもに関する調査の審議の要望がある場合、2月に予定している。

質問) 具体的な審査内容は何か。

回答) 特別支援学校や、各市町立小・中学校の児童・生徒の就学先等が決まらない場合や、心身の障害の種類及び判定が困難な場合について、調査を行い審議を行う。

報 告 事 項

◆『平成25年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項』について報告された。

【概要】

1 選考区分、志願区分（校種等）及び教科（科目等）及び採用見込者数

(1) 教科（科目等）※昨年との変更点

ア 一般選考・高等学校

教科	平成25年度	平成24年度
地理歴史	地理歴史(世界史、日本史)	地理歴史(世界史、日本史、地理)
公民	なし	公民(政治・経済)
農業	農業(農業畜産系)	農業(畜産・食品系)
工業	工業(機械系、電機系、土木建築系、化学工業系)	工業(機械系、土木建築系、化学工業系)
水産	水産(航海系、機関係、栽培系、食品系)	水産(航海系、機関係)

(2) 採用見込み数 全体323名程度 [昨年度287名程度]

【一般選考】

- ・小学校185名程度、中学校64名程度、高等学校36名程度
- ・特別支援学校 小学部3名程度、中学部3名程度、高等部3名程度
- ・養護教諭 22名程度

【社会人特別選考】

小学校、中学校、高等学校とも上記一般選考に含む

【スポーツ・芸術特別選考】

中学校、高等学校とも上記一般選考に含む

【理療科教諭特別選考】

特別支援学校高等部 理療 1名程度

【身体障害者を対象とした選考】

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校全体で6名程度

3 選考試験の期日及び会場

◇第一次試験 7月21日(土)及び22日(日)

山口高校、山口中央高校、西京高校(山口会場)

國學院大學たまプラーザキャンパス(東京会場)

◇第二次試験 8月25日(土)～27日(月)(27日は小学部及び特別支援学校小学部志望者のみ)

山口高校、山口中央高校、西京高校(27日(月)は西京高校のみ実施)

4 選考試験内容

(1) 第一次試験

ア 一般選考、社会人特別選考及び身体障害者を対象とした選考

教職専門(社会人特別選考志願者以外の者)、教科専門、特別支援教育専門(特

別支援学校志願者及び特別支援学校を第二志願とする者)、実技(小学校及び特別支援学校小学部野志願者以外の者)、集団面接(討議)

イ スポーツ・芸術特別選考、理療科教諭特別選考
個人面接、集団面接(討議)

(2) 第二次試験

適正検査、小論文、集団面接(模擬授業及び討議)、個人面接、実技(小学校及び特別支援学校小学部の志願者)

5 選考試験結果の発表予定

◇第一次試験 8月14日(火) 午前9時

◇第二次試験 9月27日(木) 午前9時

6 平成25年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の変更点

- (1) 山口県内の公立学校における臨時的任用教員等を対象とした一部試験免除
- (2) 現教職員を対象とした第一次試験の免除
- (3) 理療科教諭特別選考の受験年齢の上限の引上げ
- (4) 社会人特別選考において教科専門(筆記試験)・実技を実施
- (5) 選考にあたっての考慮事項の追加

7 その他

- (1) 教員採用候補者選考試験説明会の実施
- (2) 学校体験制度の実施

【 主な意見 】

- 採用見込者数の増加に伴い、教員一人ひとりの資質能力が低下しないよう、積極的に良い人材を採用してほしい。
- 大学生1、2年生を対象とした学校体験制度は、教員志望者の教員に対する意欲を高めるための良い取組であると思うので、積極的に活用してほしい。
- 現教職員を対象とした第一次試験の免除により、幅広い人材の確保とともに、多くの方が山口県で教員となっていただきたい。

◆『山口県人権推進指針の改定』について報告された。

【概要】

◆ 山口県人権推進指針の改定について

「山口県人権推進指針」については、指針策定(平成14年3月)後の社会情勢の変化や新たな人権課題等を踏まえ、平成24年3月に改定した。

1 改定の経過

- | | | |
|-------|----|---------------------------------------|
| 平成23年 | 1月 | 山口県人権施策推進審議会（骨子案審議） |
| | 2月 | 11月定例県議会環境福祉委員会（骨子案報告）
パブリックコメント |
| 平成24年 | 2月 | 山口県人権施策推進審議会（改定案審議）
知事への答申 |
| | 3月 | 2月定例県議会環境福祉委員会（改定案了承）
改定・公表（3月22日） |

2 改定の基本的な考え方

- (1) 改定前の「指針」の構成や内容を基本的に継承する。
- (2) これまでの取組等を踏まえた課題や新たな人権課題にも対応するとともに、県民によりわかりやすい指針とする。

3 改定のポイント

(1) 「基本理念」

改定前の「指針」と同様であるが、憲法に定める諸権利に関わって、様々な人権課題が存在していることを明示している。

(2) 「キーワード」

「じゆう(自由)・「びょうどう(平等)」・「いのち(生命)」の3つとし、各々のキーワードの説明をより分かり易くしている。

(3) 「施策の推進」

人権教育の推進に当たっては、基本的な人権尊重の視点から捉え、理解を深めることを基本とし、学校や地域社会における取組を充実させている。

(4) 「分野別施策の推進」

指針全体を見渡し易くするため、一括して後掲としている。

(5) 「推進体制」

自主的な取組の支援として条件整備を明記している。

◆ 山口県人権教育推進資料の作成について

「山口県人権教育推進資料」については、平成24年3月の「山口県人権推進指針」の改定を受けて、「人権教育推進資料(新訂版)」を見直し、学校・地域社会における自

主的な取組がより高まるよう作成した。

1 作成の経過

- 平成14年3月 「山口県人権推進指針」策定
4月 「人権教育の推進にあたって」作成
平成15年3月 「人権教育推進資料」作成
平成23年3月 「人権教育推進資料（新訂版）」作成
※ 「人権教育の推進にあたって」「人権教育推進資料」の一本化
平成24年3月 「山口県人権推進指針」の改定
「山口県人権教育推進資料」作成

2 概要

- (1) 「基本姿勢」、「人権教育の全体構想」については、従前のものを踏襲
(2) 学校における取組
- ・ 「人権教育における理解・育成を通して」の内容については、憲法の条文を参考に、より具体的な記述に変更
 - ・ 学校における取組をより具体的にイメージするための参考資料として、「学校における人権教育推進の全体構想図（例）」を作成
 - ・ 「研修機会の充実等」では、教職員として留意すべきことや、相互の人権を尊重し合う教職員集団について記述
- (3) 地域社会における取組
- ・ 地域社会における自主的な取組が高まるような工夫
 - ・ 家庭教育への支援に関わる内容
 - ・ 学習プログラム企画のポイント
- (4) 推進上の留意点
- ・ 教育の中立性、学習者の主体性、地域住民の興味・関心に即した取組
 - ・ 個人情報やプライバシーに関することへの配慮
 - ・ どの人権課題も重要であること

【 質 疑 】

質問) 山口県人権推進指針及び山口県人権教育推進資料は、各学校にどのように配付するのか。

回答) すべての教職員に行きわたるように配付する予定である。

質問) 人権教育における課題は多岐に渡るため、教員が人権教育について正しい理解をした上で、子どもたちに教える必要があると思うが、教職員を対象とした研修等は行っているのか。

回答) 人権教育課が主催して、管理職や教職員を対象とした研修を行っている。また、各学校においても様々な工夫をしながら校内研修を行っている。

◆『学校における防災管理体制の強化について』

【概要】

東日本大震災の発生を受け、山口県防災会議の下に、防災関係の専門家や実務者等をメンバーとして設置された「大規模災害対策検討委員会」において、県の防災対策に関する検証・検討が行われてきたほか、県教委においても、「防災対策検証プロジェクトチーム」を立ち上げ、文教分野全体における防災対策の検証を進めてきた。こうした検討委員会やプロジェクトチームでの議論や検討を通じて、防災管理体制の強化という面から、次のような課題が浮き彫りとなった。

東日本大震災を踏まえた防災管理面からの課題

- ▽平常時からの発災時に備えた体制整備や危機対応力の強化
- ▽より大規模な災害を想定した防災体制の整備 等

【予め備えを要する具体的な事項】

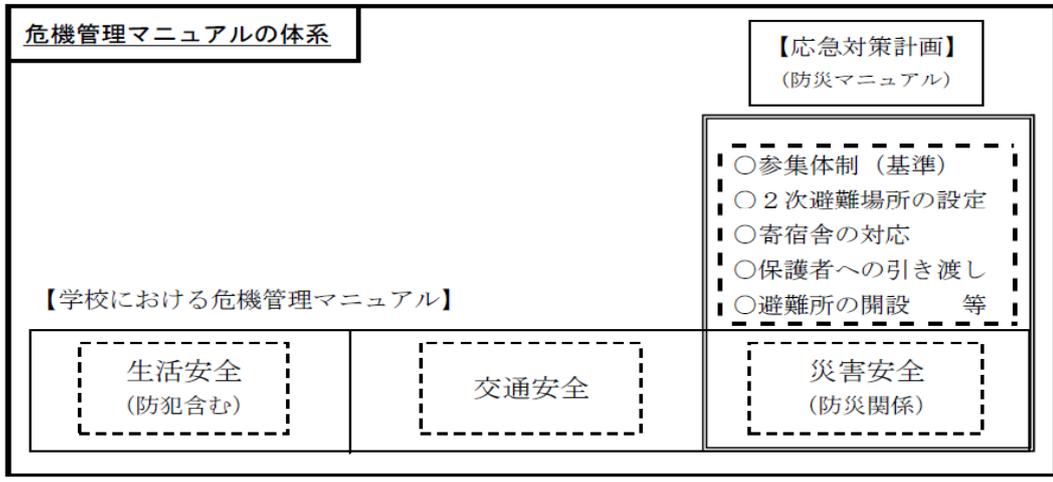
- 2次避難場所の適正な設定
地震発生時の想定される最大の津波の襲来等の大規模災害を想定して、1次避難場所のみならず、2次避難場所を設定する。
- 保護者への引き渡し
地震の規模や被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかの基準を明確にするため、予めルールを定めておく。
- 避難所運営の初動対応
避難所開設の要請があった場合、児童生徒等の対応、避難住民の対応、報道対応等、初動対応や運営方法について平常時から準備を整えておく。 等



危機管理マニュアルの見直し

1 「応急対策計画」の作成

- ・ 県教委は、既存の危機管理マニュアルの災害安全の分野に、「2次避難場所の設定」や「避難所運営の初動対応」などの記載項目を追加した、「応急対策計画（防災マニュアル）作成のためのガイドライン」を作成し、県立学校及び市町教委へ周知した。
 - ・ 各県立学校及び市町教委では、示されたガイドラインに沿って、それぞれの学校規模や地域条件等の実態を反映して、より学校の実態に合致した応急対策計画（防災マニュアル）を作成した。
- (県立学校：H24年3月末作成済、市町立学校：H24年4月末作成確認済)



2 学校防災アドバイザーの派遣

(1) 事業概要

東日本大震災の教訓を生かすため、今年度から「学校防災対策事業」を創設し、防災管理の面から学校の危機対応力を高めるなど、防災対策の充実に取り組んでいる。この事業を通じて、各学校に学校防災アドバイザーを派遣することにより、応急対策計画（防災マニュアル）の内容点検を行うほか、平常時の管理体制や避難訓練の方法等に関する指導・助言等を実施する。

(2) 実施内容

ア 学校防災アドバイザー

- ・防災士は、NPO法人日本防災士機構が認定する民間資格である。
- ・日本防災士会山口県支部に所属する防災士の有資格者、消防関係者及び市町教育委員会から推薦されたスクールガードリーダー等が、アドバイザーとして業務に対応する。

イ 派遣日程

区分 (校数：全 761 校)	派遣等のスケジュール（月）									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
県立学校（77校）		●	●							
市町公立学校（529校）				●	●	●	●	●	●	●
私立学校（155校）				●	●					

各学校の
指摘内容
を参考配
布

指導事項を踏まえて応急対策計画（防災マニュアル）を随時再見直していく。

ウ 対応業務内容

a 山口県地域防災計画や文部科学省が作成した「学校防災マニュアル作成の手引き」に基づき、学校実態（地域条件や学校規模）に照らして、各学校の応急対策計画（防災マニュアル）を重点的に点検

- 応急対策計画（防災マニュアル）の配布状況
- 職員の参集体制・連絡体制
- 情報収集・伝達先
- 避難指示（2次避難場所）・避難誘導
- 保護者への引き渡し
- 防災教育・避難訓練
- 学校施設・学校周辺の安全確認（校内危険箇所の確認）
- 寄宿舎の安全対策（該当校のみ）
- 避難所の開設に係る初動対応（該当校のみ）
- その他
 - ・ 「ヘリ離着陸場」指定の有無（広域避難所指定の可能性）
 - ・ 学校所在地のハザードマップ確認

b 学校敷地内等の危険箇所に関する点検（敷地外は図上）

学校敷地内及び主な通学路上で、地震や大雨（暴風）時に特に危険な箇所の点検・確認を行う。

c 被災現場での対応経験に基づく防災教育・防災訓練へのアドバイス

- 生徒への防災教育の実施内容及び教職員への危機管理研修の実施状況
- 防災（避難）訓練の実施内容

〈参考〉

「学校防災総合対策事業」の概要

1 目的

東日本大震災の教訓を踏まえ、児童生徒等が自らの命を自ら守り、主体的に行動できるよう、今後の防災教育の充実や平常時の防災管理体制の強化を図るため、「学校防災総合対策事業」を創設し、学校防災対策の更なる充実を図る。

2 実施内容

防災教育の取組

(1) 実践的防災教育の実施 (H24. 5～H24. 8)

県内で発生が想定される「地震津波」・「台風高潮」・「豪雨災害」について、県内3市町（周防大島町・山陽小野田市・山口市）の小学校及び中学校をモデルとして、専門家による災害特性に応じた防災教育を実施する。

また、气象台や地域等と連携した避難訓練を実施し、地域特性に応じたより実践的な防災教育を実施する。

(2) 県教委HPによる成果の共有化

モデル校において実施した結果は、県教委ホームページにて随時公開し、県下の学校へ周知する。

(3) 防災教育テキストの作成・配付 (H24. 11)

実践的防災教育の成果等を踏まえ、児童生徒が防災についてこれまで以上に理解しやすいように発達段階に応じたテキストを作成し、対象児童生徒に配付する。（テキストの種類：小学低学年用・小学高学年用・中学高校用）

学校防災アドバイザーの派遣

防災に関する専門知識を有する防災アドバイザーを各学校へ派遣し、学校で作成している応急対策計画（防災マニュアル）について、地域条件や学校規模など、学校の実態に応じた内容となっているか検証を行う。

また、平常時の管理体制や避難訓練の実施方法などについて、専門的な観点から指導・助言を行う。

[アドバイスのポイント]

- 避難場所（1次避難・2次避難）の設定
- 保護者への引き渡し
- 避難所開設時の初動対応
- 地域の防災関係機関や保護者等と連携した防災管理（防災教育）

【 質 疑 】

質問) 5月31日時点、学校防災アドバイザーの派遣による点検実施校は、761校中31校であるが、全校の点検の終了予定はいつか。

回答) 県立学校は、6月までに終了予定であり、市町立幼稚園、小・中学校、私立学校すべての学校の点検は、10月末までに終了予定である。

質問) 学校防災アドバイザーは、各校の点検終了後も、学校防災の取組に参加するのか。

回答) 学校防災アドバイザーは、様々な防災業務に携わっているため、今後も様々な面で、教育委員会が学校防災アドバイザーと学校との仲立ちをし、引き続き協力をいただくことを検討する。

【 主な意見 】

- 大規模災害発生時には、電話等の情報手段が機能しないことがあるため、災害時に有効な伝言ダイヤルの利用方法をマニュアルに設ける必要があるのではないか。
- 災害発生時の児童・生徒の引渡しについて、画一的な対応ではなく、事前に保護者に災害発生時の子どもの引渡しにどのような対応を希望するかなどの聞き取りを行い、万が一の災害発生時の対応の参考にすべきではないか。
- 学校防災アドバイザーが、学校や通学路の点検をし、その後、さらなる各学校の防災体制を確立する際には、教職員だけではなく、地域の実情を知る保護者や地域の方々とともに取り組んでほしい。
- 各学校を避難指定場所と指定する場合、その学校がどのような災害に対する避難場所となるのか、ハザードマップ等に記載し、周知すべきである。
- 防災管理体制の強化とともに、児童・生徒一人ひとりが自分自身の安全は自分自身が守るという危機意識を育む取組も、より一層充実させてほしい。